

第 5 章 地域コミュニティの活性化

(地域コミュニティ組織の役割)

- 第 13 条 校区まちづくり協議会は、地域住民相互の交流と支え合いを通して、地域コミュニティの形成促進に資する活動に主体的に取り組むものとする。
- 2 地域コミュニティ組織である校区まちづくり協議会等（以下「校区まちづくり協議会等」という。）は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取り組むものとする。
- 3 校区まちづくり協議会等は、自らの活動について情報発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第 13 条は、協働のまちづくりを推進していくための、地域のコミュニティの役割を定めています。

【解説】

■第 1 項

校区まちづくり協議会は、地域のまちづくりの推進母体となる地域自治組織として、地域コミュニティの形成促進を図るため、地域住民との交流と支え合いを通して、住民自治や安心安全な地域社会の形成、生活環境の維持と改善、地域資源の保護と伝承、交流と親睦、支え合い、青少年の育成、支援、情報発信と情報共有等の活動に主体的に取り組むことを役割としています。

■第 2 項

地域コミュニティ組織とは、校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会等、地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行ないながら、地域の様々なことがらに取り組んでいる地縁を主なつながりとした地域社会の団体のことをいいます。

地域に根ざした様々な課題を解決し、住み良い地域社会を創造していくためには、地域の実情に精通している地域住民自らが地域課題を解決していこうとする姿勢を持つことが重要になってきます。

こうしたことから、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織は地域課題の解決に進んで取り組み、地域活動を通して地域の活性化を推進することを定めています。

■第 3 項

校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織が地域課題を円滑に解決していくためには、地域コミュニティ組織がその活動内容を情報発信し地域住民と情報を共有することが重要になります。また、地域活動の輪をさらに広げていくために、[市民等](#)の理解を得る取り組みについても努めることとしています。

(地域コミュニティ組織への参加)

第14条 市民は、校区まちづくり協議会等の活動への理解を深め、その活動への参加、協力を努めるものとする。

【条文の趣旨】

第14条は、地縁組織である地域コミュニティ組織の活動への市民の参加、協力について定めています。

【解説】

地縁組織である校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織が地域課題の解決と持続的に安定した活動を行っていくためには、組織の加入率を高め、市民全体で地域コミュニティの活性化に向け力を合わせ取り組んでいくことが不可欠です。このため、市民自らが、地域コミュニティ組織の活動について理解を深めた上で、地域コミュニティ組織を活性化させるために、積極的に参加、協力を努めることとしています。

(地域コミュニティ組織活動への支援)

第15条 市は、市民の地域活動の普及を推進するため、校区まちづくり協議会等[の](#)活動の周知啓発を推進するものとする。

2 市は、校区まちづくり協議会の活動拠点となる施設の確保及び整備を推進するものとする。

3 市は、校区まちづくり協議会等の活動を促進するための適切な支援策を推進するものとする。

【条文の趣旨】

第15条は、地域コミュニティ組織の活動に対して市が行う支援策について定めています。

【解説】

■ 第1項

市民の地域活動の輪を広げ、全市的に地域コミュニティ組織の活動を推進するためには、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織の活動の意義、目的を市民に理解してもらう必要があります。このため、市は様々な機会を捉えて地域コミュニティ組織が行う地域活動について、市民に対し周知、啓発を推進することとしています。

■第2項

校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織が主体的に地域活動を行っていくためには、活動の拠点が重要な役割を果たすことから、市は地域活動の拠点施設の確保と整備を推進し、地域コミュニティ組織[校区まちづくり協議会](#)の支援を行うこととしています。

■第3項

市は、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織の活動を促進を図るため、地域コミュニティ組織に対して地域情報の提供や活動拠点となる施設の整備、確保に加え、人的、財政的支援等の適切な支援策を講じることとしています。

(事業者の役割)

第16条 事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加、協力及び支援に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第16条は、地域社会の一員である事業者の地域コミュニティにおける役割について定めています。

【解説】

事業者は地域における経済活動を通して、地域社会と密接な関わりがあるばかりではなく、地域社会の一員として地域コミュニティにおいても重要な役割があります。事業者が地域コミュニティ組織に参加、協力し、地域活動の支援を行い、地域社会への積極的な貢献に努めることとしています。

(人材育成)

第17条 校区まちづくり協議会等及び市は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動を担う人材の発掘と次世代の育成に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第17条は、地域住民による主体的な地域活動を推進していくために、地域コミュニティを担う人材の確保と人材育成について定めています。

【解説】

校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織と市は、持続的で自主的な地域課題の解決と地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動を担う人材の発掘、確保と将来の地域社会を担う次世代の育成に努めることとしています。